

《商標登録出願に際する商品・役務区分》

商標登録出願では、商標法施行規則(第3条別表)によって定められている商品・役務を分類した区分毎に、商標を使用する商品・役務を指定します。商品は第1類から第34類までに、同じく役務は第35類から第42類までに夫々分類されています。その概要は以下の表の通りですが、具体的な商品・役務名の表示は別途定められていますので、その表示は出願時に打ち合わせます。

商品の区分(商品表示は参考です)

第1類	工業用, 科学用又は農業用の化学品
第2類	塗料, 着色料及び腐食の防止用の調製品
第3類	洗淨剤及び化粧品
第4類	工業用油, 工業用油脂, 燃料及び光剤
第5類	薬剤
第6類	卑金属及びその製品
第7類	加工機械, 原動機(陸上の乗物用のものを除く。)その他の機械
第8類	手動工具
第9類	科学用, 航海用, 測量用, 写真用, 音響用, 映像用, 計量用, 信号用, 検査用, 救命用, 教育用, 計算用, 又は情報処理用の機械器具及び電気式又は光学式の機械器具
第10類	医療用機械器具及び医療用品
第11類	照明用, 加熱用, 蒸気発生用, 調理用, 冷却用, 乾燥用, 換気用, 給水用又は衛生用の装置
第12類	乗物その他移動用の装置
第13類	火器及び火工品
第14類	貴金属, 貴金属製品, 宝飾品及び時計
第15類	楽器
第16類	紙, 紙製品及び事務用品
第17類	電気絶縁用, 断熱用又は防音用の材料及び材料用のプラスチック
第18類	革及びその模造品, 旅行用品並びに馬具
第19類	金属製でない建築材料
第20類	家具及びプラスチック製品であって他の類に属しないもの
第21類	家庭用又は台所用の手動式器具, 化粧用具, ガラス製品及び磁気製品
第22類	ロープ製品, 帆布製品, 詰物用の材料及び織物用の原料繊維
第23類	繊維用の糸
第24類	織物及び家庭用の織物製カバー
第25類	被服及び履物
第26類	裁縫用品
第27類	床敷物及び織物製でない壁掛け
第28類	がん具, 遊戯用具及び運動用具
第29類	動物性の食品及び加工した野菜その他の食用園芸作物
第30類	加工した植物性の食品(他の類に属するものを除く。)及び調味料
第31類	加工していない陸産物, 生きている動植物及び飼料
第32類	アルコールを含有しない飲料及びビール
第33類	ビールを除くアルコール飲料
第34類	たばこ, 喫煙用具及びマッチ

役務の区分(役務表示は参考です)

第35類	広告, 事業の管理又は運営及び事務処理
第36類	金融, 保険及び不動産の取引
第37類	建設, 設置工事及び修理
第38類	電気通信
第39類	輸送, こん包及び保管並びに旅行の手配
第40類	物品の加工その他の処理
第41類	教育, 訓練, 娯楽, スポーツ及び文化活動
第42類	飲食物の提供, 宿泊施設の提供, 医療, 衛生及び美容, 動物の治療, 農業に係る役務, 法律事務, 調査研究, 電子計算機のプログラムの作成その他の他の類に属しない役務